

森林減少防止のための途上国取組支援事業（継続）

【平成24年度概算決定額 45,000（50,000）千円】

事業のポイント

REDDへの取組体制が十分整備されていないインドシナ諸国等において、REDDの取組体制整備を促進するため、現場レベルでの活動支援、衛星画像解析技術等の開発、人材育成等を行います。

（事業の背景等）

- ・ 途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出が大きな問題となっており、このことを京都議定書の第1約束期間後の気候変動対策の取組として位置づけるべく議論が行われています。平成23年の第17回気候変動枠組条約締約国会合（COP17）では平成22年に採択されたカンクン合意に基づいて、REDDプラスについて、生物多様性等のセーフガードに関する情報提供システム等に係る技術指針等が決定したところです。
一方、REDDの取組を推進するに当たっては、途上国関係者の役割は非常に大きいですが、現状では具体的取組や国際議論への参加の状況に関し、各途上国間の能力に大きな差が見られます。
- ・ より多くの途上国がルール作りの議論に参加可能となるよう、技術の開発や人材育成等々の支援が必要です。

政策目標

- 気候変動問題等地球規模の課題への適切な対応
- 事業終了（25年度末）までに、事業実施国のうち50%以上の国において、本事業で開発した技術が当該国のREDDプロジェクトに採用される。

<内容>

1. 現場レベルの活動支援

途上国の現場レベルの活動を通じて、森林減少・劣化対策や、排出削減につながる有効な取り組み等について経験・知見を蓄積します。

2. モニタリング、要因把握、将来予測等の技術開発

衛星画像解析や現地調査等による森林減少・劣化の現状把握・将来予測等を行うための技術を開発します。

3. 専門的人材の研修

途上国政府関係者、研究者等に対する人材育成研修を実施するとともに、成果の定着を図るためのフォローアップを拡充して実施します。

4. ワークショップ等を通じた情報共有

国際ワークショップ開催等による情報提供や意見交換等を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成21年度～25年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課]